

秋留台公園マネジメントプラン

秋留台公園の管理運営、整備等の取組方針

令和4年9月

東京都建設局

目次

はじめに	81-3
I 秋留台公園の基本的事項	81-4
1 都市計画等	
2 過去の取組の成果等	
3 社会状況等の変化	
II 秋留台公園の開園概要	81-6
1 開園区域の概要	
2 利用状況等	
III 秋留台公園の目標と取組方針	
1 むこう10年間を見据えた主な目標	81-7
2 取組方針	81-9
(1) ゾーン別基本方針（ゾーン別基本方針図共）	
(2) 維持管理の取組方針	
(3) 運営管理の取組方針	
(4) 安全・安心な公園への取組について	
(5) 改修・再整備の取組について	
(6) 新規整備の取組方針	
IV 図面・写真	81-17
現況平面図	
周辺土地利用図（空中写真）	
周辺土地利用図（地図）	
秋留台公園の現況写真	
<資料編>	81-22
資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて	
資料2 秋留台公園に関する資料	



はじめに

「秋留台公園マネジメントプラン」は、平成 27 年 3 月に改定された「パークマネジメントマスタープラン」における新たな東京の公園づくりの理念や目標、本公園の基本理念や時代の要請、ならびにこれまでの本公園における公園づくりの取組成果等を踏まえ、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めたものです。

今回の改定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大や東京 2020 大会の開催など、これまでにない公園を取り巻く大きな社会状況の変化があったことから、これらを踏まえ「改定の視点」を新たに定め、本マネジメントプランの内容の追加充実を図りました。

また、本マネジメントプランは固定的なものではなく、目標や計画は継続的に見直し・改善を図るとともに、社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合には、柔軟に必要な事項等について再検討を行い、適宜見直し改善を行っていくものです。

I 秋留台公園の基本的事項

1 都市計画等

(1) 都市計画の概要

- ・名称 秋多都市計画公園第6・5・1号秋留台公園
- ・位置 あきる野市二宮字下塚場、字原小前、平沢字大縄、字塚場、字石神戸及び字原小宮前各地内
- ・面積 15.3ha
- ・種別 運動公園
- ・決定告示 (当初) 昭和59年11月19日 東京都告示第1092号
(最終) 平成5年2月1日 東京都告示第97号

(2) 秋留台公園の基本的な性格・役割

本園は都心から約40km、西多摩東部地域（あきる野市）に位置する都市計画公園である。計画区域は、多摩川の支流である秋川と平井川の間にひろがる秋留台地のほぼ中央に位置し、周辺には武蔵野の面影を残す田園風景が広がり、西方に奥多摩の連山を望むことが出来る自然環境に恵まれた立地である。西多摩東部地域におけるスポーツ・レクリエーションの拠点として、重要な役割を担っている。

本園には全天候型の400mトラック（収容人員約6,700人）の陸上競技場のほか、バーベキュー広場、トリム広場、噴水のある中央広場、コニファー園等があり、隣接してあきる野市営の運動施設（体育館、テニスコート、プール）が立地し、地域のスポーツ・レクリエーション拠点となっている。

なお、東京都地域防災計画及びあきる野市地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

(3) 整備計画

秋留台公園の整備計画（昭和60年）

基本的な考え方

- ・秋川・五日市町地区における都市基幹公園として、将来形成される市街地の中央公園としての性格を持たせる
- ・運動施設の整備に留意
- ・既存樹林地を生かし、緑の保全と回復に努める

2 過去の取組の成果等

(1) 過去の取組の成果

「秋留台公園マネジメントプラン(H27)」における重点目標に係る過去7年間の取組およびその成果等は、以下のとおりである。

○地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

防災用照明や非常用発電設備、デジタルサイネージなど、避難場所としての防災施設の整備を行った。地域連携防災訓練等を実施した。

○東京の水と緑の骨格軸の形成に寄与する都立公園

骨格軸としてふさわしい緑となるよう樹林地等の適切な維持管理を行った。

○独自の魅力づくりに取り組む都立公園

「バラのタイムラプス」「バラ園定点撮影」を導入。「今日のバラ Twitter」などと併せて、春4種類、秋8種類のプログラムでバラ園の魅力を様々な角度から掘り下げて発信。アプリ「バラのパレット」も加え、感染の心配なく、家でもバラの魅力を楽しめるようにした。

(2) 秋留台公園の方針と取組内容

本公園は、過去7年間、以下の方針で指定管理者が運営管理に取り組んできた。

- 運動施設や広場等の活用による多様なスポーツイベントを開催
- バラ園等魅力ある公園資源を活かしたイベントを充実

3 社会状況等の変化

(1) 社会経済情勢

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大
- ・激甚化する気象災害
- ・東京 2020 大会の開催
- ・価値観の多様化、少子高齢化、グローバル化の進行等に伴う公園利用ニーズの変化
- ・デジタル技術・データの活用の加速
- ・SDGs（持続可能な開発目標）の国際的な取組

(2) 関連する行政計画等

- ・「未来の東京」戦略（令和3年3月）
- ・都市づくりのランドデザイン（平成29年9月）
- ・東京都福祉のまちづくり推進計画（平成31年3月）
- ・緑確保の総合的な方針（改定）（令和2年7月）
- ・都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月）
- ・東京都地域防災計画 震災編（令和元年7月）
- ・あきる野市地域防災計画（令和2年3月修正）

Ⅱ 秋留台公園の開園概要

1 開園区域の概要

(1) 開園の概要

名称 都立秋留台公園（あきるだいこうえん）
開園日 昭和63年6月1日
開園面積 118,447.07 m²（令和4年9月1日現在）
公園種別 運動公園
所在地 あきる野市二宮、平沢
アクセス JR五日市線「東秋留」又は「秋川」下車 徒歩15分

(2) 主な公園施設

陸上競技場（3種公認）、バーベキュー広場、トリム広場、バラ園、中央広場、
コニファー園

2 利用状況等

(1) 利用概況

競技場の利用が多いほか、園路等をウォーキングや犬の散歩などで日常的に利用する近隣からの利用者も見られる。

(2) 利用者動向（推計値）

・年間利用者数の推移

年度	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
年間総計（人）	782,935	687,991	758,810	836,198	1,161,820

・月別利用者数の推移

3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
年間総数 （人） 782,935	60,723	77,460	55,202	49,148	58,744	64,288
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	75,224	87,872	56,782	61,020	57,051	79,421

(3) 主な活動団体（詳細は資料編参照）

1団体・13名が、野草園管理などを行っている。

(4) 主な催し物開催状況（令和3年度実績は資料編参照）

「遊びの教室」「防災フェスタ」などが行われた。

Ⅲ 秋留台公園の目標と取組方針

1 むこう10年間を見据えた主な目標

本公園の基本理念、および社会状況の変化等の内容を踏まえ、むこう10年間を見据えた取組の中で本公園が目指す主な目標を次のように定める。

なお、本目標及び各方針の実現に向けた具体の数値目標については、事業計画等の作成時に状況に応じそれぞれ適切に設定し、マネジメントサイクルのなかで見直し等行っていく。また、【 】内には、関連するパークマネジメントマスタープランのプロジェクト名を記載した。

■目標1：地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

【プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト】

地震発生時の防災機能を発揮するため、下記の防災上の位置づけをふまえ、市の防災所管部署や地域住民等と連携し、防災訓練などの実施などによる防災意識の向上や防災対策を強化する。

- ・東京都地域防災計画による指定
大規模救出救助活動拠点候補地（陸上競技場）
災害時臨時離発着陸場候補地（陸上競技場）
- ・あきる野市地域防災計画による指定
避難場所

◎主な取組確認項目：防災施設整備の実績、防災訓練等の実績

■目標2：東京の水と緑の骨格軸の形成に寄与する都立公園

【プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト】

東京をうるおいのある緑豊かな都市としていくため、水と緑の骨格を形成する公園の整備を進めていく。

◎主な取組確認項目：新規開園に向けた取組

■目標3：スポーツによる健康づくりの場となる都立公園

【プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト】

都民の健康づくりを進めるため、東京2020大会の開催を契機として高まったスポーツ活動の機運を継続し、運動施設や広場を活用した多様なイベント等を開催していく。

また、多様なスポーツ利用のあり方について関係者とともに検討し、スポーツ利用を通して公園全体の魅力を向上していく。

◎主な取組確認項目：スポーツによる健康づくりの取組

■目標4：都民や企業等とのパートナーシップを推進する都立公園

【プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト】

都立公園の魅力をさらに高め、都民にとって都立公園をより身近な空間とするため、公園ボランティアや NPO、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体とともに公園の管理運営を進めていくとともに、管理所を公園情報の受発信の拠点としていく。

また、デジタル技術の活用などを通じた情報や魅力発信や、利用者間や公園管理者と利用者などの多世代の交流を促進していく。

◎主な取組確認項目：都民協働の取組、地域との連携の取組、企業との連携の取組、情報受発信等の取組

2 取組方針

本公園が目指すべき主な目標を実現するため、利用者の満足度向上を念頭に、管理や整備等にかかわる取組方針について、安全・安心や環境への取組等も考慮したうえで次のとおり定める。

(1) ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は、整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

A：多目的広場ゾーン

- ・芝生広場のあるゾーン
芝生広場は、休憩やピクニック、バーベキューなど、多様なレクリエーション利用に対応していく。

B：遊具広場ゾーン

- ・トリム広場のあるゾーン
遊具広場で、安全性の高い、多様な遊具の充実を図るとともに、見通しや風通し、日照等のよい安全・快適な利用に対応していく。

D：入口広場ゾーン

- ・公園入口広場のあるゾーン
メインの入口がある広場。フリーマーケットなど多目的な利用に対応していく。

G：スポーツゾーン

- ・陸上競技場のあるゾーン
陸上競技場（陸連3種公認）があり、有料施設として、安全で快適な利用に対応していく。
なお、陸上競技場については、東京都地域防災計画で大規模救出救助活動拠点候補地、災害時臨時離着陸場候補地に指定されている。公園利用者への周知を図るとともに、災害時使用に支障がでないよう、防災訓練等を通じて現状を把握し、機能確保を図る。

I：修景ゾーン

- ・バラ園やコニファー園、ジャブジャブ池のあるゾーン
バラ園やコニファー園では、鑑賞用植物の充実と育成管理に努め、四季折々の彩を楽しめるよう対応していく。また、じゃぶじゃぶ池は、水質や施設を安全、清潔に保ち、子ども達が快適に水遊びを楽しめる環境づくりに対応していく。
- ・展望台のある小高い丘のゾーン
展望台からは多摩の山並みを一望できる。展望台は安全・清潔に保ち、周辺植栽とともに快適な憩いの場として対応していく。

J：樹林ゾーン

- ・ 高校、市民広場、体育館等に面する樹林帯のあるゾーン
周辺施設との緩衝機能を維持するとともに、良好な樹林地景観の育成を図る。
また、樹林地内の散策利用にも対応していく。

M：駐車場ゾーン

- ・ 駐車場のあるゾーン
案内機能の充実等を図り、車利用だけでなく、その他の来園者の安全にも対応していく。

Q：外縁部ゾーン

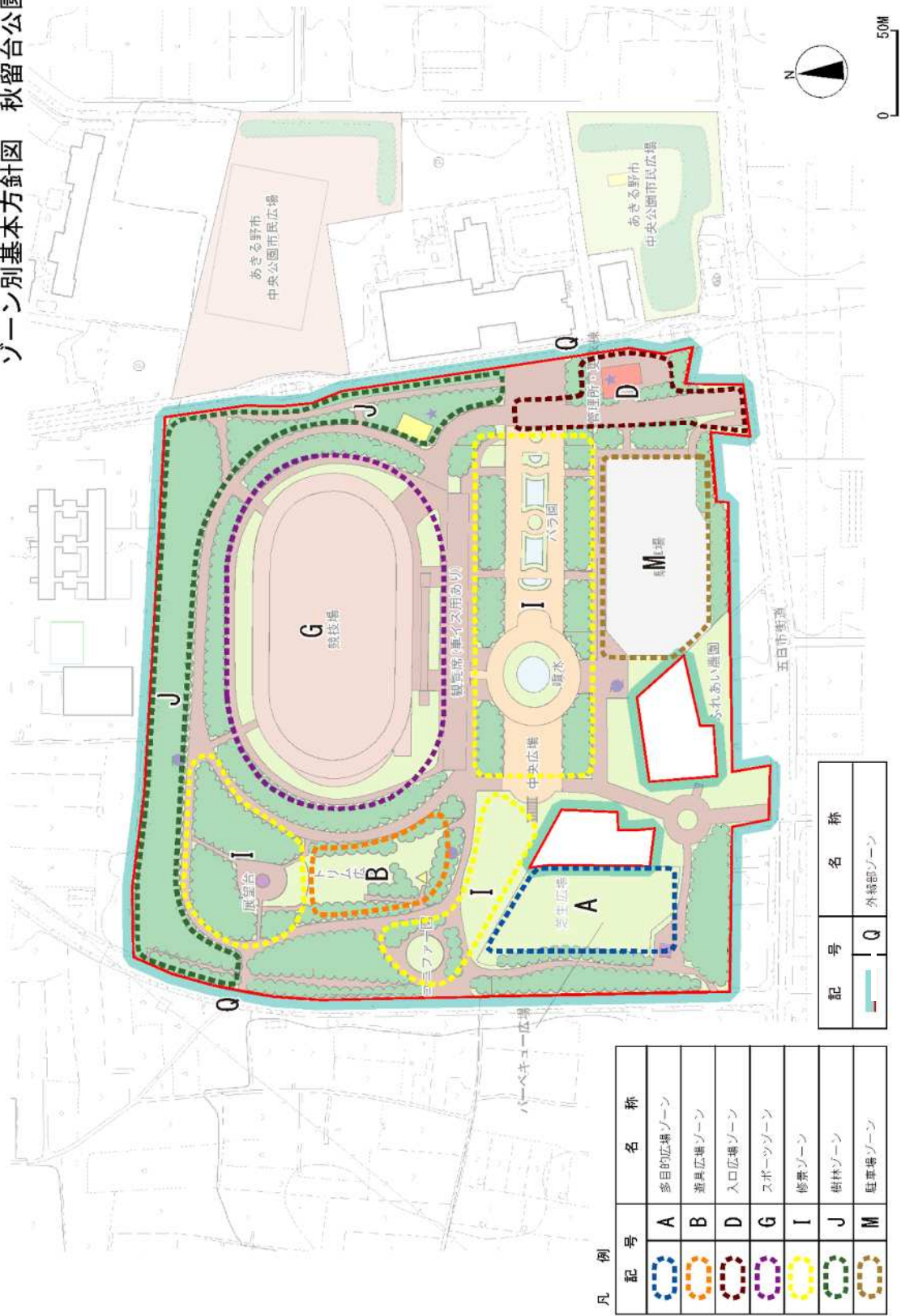
- ・ 民有地等や公道に接する公園外縁部
本公園の外縁部で、公道を介して民有地等に面する所では、見通しを確保し、良好な景観の提供を図っていく。民有地等と接する箇所では景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などの直接的な悪影響を及ぼさないよう対応していく。

【ゾーンについて】

公園別のマネジメントプランでは、都立公園共通のゾーン区分（下表）を行っており、公園毎に施設内容が異なるため、公園毎にゾーン表記が異なる。着色部は本公園にあるゾーンを示す。

記号	区分	主な特性・機能
A	多目的広場ゾーン	多目的広場、草地広場、芝生広場、運動広場など、多目的な利用ができるゾーン。（バーベキュー広場、キャンプ広場、デイキャンプ広場などを含む。）
B	遊具広場ゾーン	児童遊具、健康遊具など、各種の遊具を中心としたゾーン。
C	イベント広場ゾーン	イベント利用に適した広場や施設などがあるゾーン。
D	入口広場ゾーン	シンボリックな入口広場として集散の場となるゾーン。
E	休息・散策ゾーン	散歩道、遊歩道、プロムナードなど、休息や散策の場となるゾーン。
F	尾根道散策ゾーン	丘陵地の尾根道など、散策の場となるゾーン。
G	スポーツゾーン	野球場、テニスコート、サッカー場、各種競技場、プール、体育館など、各種のスポーツの場となるゾーン。
H	展示・学習ゾーン	美術館、資料館、遺跡、城址など、各種の教養の場となるゾーン。
I	修景ゾーン	修景池、展望広場などの修景施設、または、草花、花壇、桜並木などの修景機能があるゾーン。
J	樹林ゾーン	外周部の樹林など、遮蔽機能等があるゾーン。
K	環境共生・保全ゾーン	多様な動植物が生息している豊かな自然環境を形成しているゾーン。
L	水辺・親水ゾーン	流れ、池、じゃぶじゃぶ池など、水に親しむことができるゾーン。
M	駐車場ゾーン	駐車場があるゾーン。
N	管理ヤードゾーン	管理ヤードとして利用するゾーン。
O	宿泊ゾーン	宿泊を目的とした施設があるゾーン。
P	植物園ゾーン	植物園（有料）として運営しているゾーン。
	（庭園関係）	「大泉水景観ゾーン」「芝生広場景観ゾーン」「富士山景観ゾーン」「山中の景観ゾーン」「田園景観ゾーン」など、各庭園に各種のゾーンがある。
Q	外縁部ゾーン	私有地や公道等に接する公園外縁部となるゾーン。

ゾーン別基本方針図 秋留台公園



凡 例

記号	名称
	A 多目的広場ゾーン
	B 遊具広場ゾーン
	D 入口広場ゾーン
	G スポーツゾーン
	I 修景ゾーン
	J 樹林ゾーン
	M 駐車場ゾーン

記号	名称
	Q 外縁部ゾーン

この地図は、東京都庁の提供を受けて、東京都庁1/25000の地形図を使用して作成したものである。(外縁部) 28部市基本図50号

(2) 維持管理の取組方針

維持管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の維持管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 維持管理の基本事項

都立公園は、自然環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなど多くの機能を有しており、首都東京の風格を高め、安全で快適な都民生活に不可欠な都市施設である。こうした機能を発揮させるため、各公園においては、基本的な維持管理に加え、公園の特性に応じた維持管理を行い、より質の高い公園を作り上げていく。

そのためにも、公園の中心的・特徴的要素となる植物をはじめ、その基盤となる土や水、そこに生息する動植物なども含め、総体として守り育ていく。

あわせて、公園利用者に対しては、公園を清潔に保ち、ユニバーサルデザイン化された施設も含めて快適な利用を提供するとともに、日常的な点検等を通じて、病害虫被害や枯損等による樹木の異常、斜面・施設の異常等を早期に発見し、速やかに対応していくことで安全を確保し、安心して利用してもらう。

また、防災関連施設や排水施設、貯留浸透施設等は、非常時においても円滑に使用・機能できるよう、日頃から点検・清掃等を行っていく。

さらに、効率的で質の高い維持運営管理のため、樹木や公園施設等のデータベースのクラウド化等のデジタル技術の活用推進も検討していく。

2) 本公園の維持管理における留意事項

①植物の維持管理

本公園の大きな魅力となっているバラ園は、きれいな花が鑑賞できるようきめ細かい維持管理を行うとともに、品種の解説サインの充実などによるサービスの向上を図る。

コニファー園については、樹形に配慮し、良好な景観となるよう維持管理する。

花壇は都民との協働により、管理を行っていく。

②3種公認としての維持管理（陸上競技場）

日常的な維持管理のほか、公認を維持するため、定期的な補修等を行っていく。

③施設の維持管理

多くの子供たちの利用があるジャブジャブ池については、水質管理やスリップによる転倒事故防止などに留意し、安全で快適な利用ができるよう管理を行う。

(3) 運営管理の取組方針

運営管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の運営管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 運営管理の基本事項

①基本的な事項

都民のライフスタイルの多様化や高度化、少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による利用変化等、新たな時代のニーズに応じた公園の管理運営が求められている。公園やその周辺地域の特性を踏まえ、地域団体や民間事業者などと連携し、環境の変化や新たなニーズに応えるための運営管理を行う。

②公園の適正な管理

都市公園法や東京都立公園条例等に基づき、公の施設として公平・公正な取扱いをするとともに、公園利用者が安全かつ快適に公園を利用できるよう、不適正な公園利用の是正、感染症や社会状況変化等に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知徹底、受動喫煙防止対策、利用マナーの普及啓発等の適正な運営管理を行う。

③利用促進

公園利用者から寄せられる様々な要望や苦情等を通じてニーズを的確に把握し、幅広い利用者層や利用目的に応じた質の高いサービスを継続的に提供するとともに、デジタル技術等も活用した利便性の向上や公園の魅力を発信に取り組む。また、利用ニーズの変化に対応し快適な利用を促進するため、屋外テレワークの場となる環境・空間やキッチンカー等を活用した飲食空間等の創出について検討していく。

④管理運営における多様な主体との連携

公園の活性化や魅力向上のため、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体との継続的なパークミーティングや管理運営協議会等の公園管理協議会を設置開催し、各公園を特徴づけるような各種活動や地域に根付いたイベント等について連携して推進するとともに、管理運営の方針検討の場などにおいて、子供等を含めた幅広い意見を反映できるような仕組みづくりに取り組む。

2) 本公園の運営管理における留意事項

①スポーツ等による健康づくり

陸上競技場や芝生広場などの運動施設や広場を活用して、緑の中で子供から高齢者まで誰もが気軽に参加できる多様なスポーツイベントを開催することにより、都民の健康づくりを進めるとともに、東京 2020 大会の開催により気運が高まった多様なスポーツ利用のあり方について関係者とともに検討する。

②魅力的なイベント・プログラムによる公園利用の活性化

子どもたちから高齢者まで多様な世代が楽しみながら体験や学びができるよう、バラ園やバーベキュー広場などの資源を活かした取組を行っていく。

(4) 安全・安心な公園への取組について

地震・台風・大雨などによる被害や感染症等の発生、落枝・倒木や公園施設の老朽化に起因する事故を未然に防ぎ、公園の利用者や周辺住民が安心して公園を利用できるように、次の通り対応していく。

1) 地震災害

- ・東京都地域防災計画など、既定計画における役割の確認
- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解
- ・発災時を想定した参集訓練や通信訓練等の実施
- ・防災関連施設の適切な維持管理

2) 気象災害（台風、大雨、積雪等）

- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解
- ・情報連絡体制の構築
- ・被害軽減のための事前処置の準備
- ・風水害時の園外への誘導等の内容も含んだ防災訓練の実施
- ・法面保護施設や貯留浸透施設等の維持保全
- ・樹林地等の保全や踏圧による地表面の踏み固め防止

3) 感染症など

- ・関係部署と連携しつつ迅速・適切に対応
- ・基本的感染対策の徹底
- ・感染状況に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知

4) 落枝・倒木

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・倒木等の恐れのある樹木の定期点検
- ・計画的な樹木手入れ等の実施
- ・環境対策や快適な利用のため、樹木剪定等の植栽管理を強化

5) 施設の損壊等

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・公園利用者とのコミュニケーションによる不具合の把握
- ・計画的な補修や取り換え等の実施

6) 遊具

- ・事故を未然に防ぐための日常的な点検の徹底による早期発見
- ・専門業者による精密点検の定期的な実施
- ・事故事例の把握と緊急点検の実施

(5) 改修・再整備の取組について

公園の改修・再整備については、本園の性格・役割や目標に照らし、長期的な視点に立つことを基本とし、改修・再整備の対象となる施設の現況特性等に応じ、個別に方針を定めて行うものとする。

①誰もが快適に利用できる公園づくり

誰もが快適に利用できる公園づくりに向け、公園内の段差の解消、トイレのバリアフリー化や老朽化施設の改修等を推進する。遊具の更新等を行う場合には、ユニバーサルデザインに配慮した遊具広場整備の検討を行う。

(6) 新規整備の取組方針

本公園の計画区域のうち、未供用区域の事業化については、原則、「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和2年7月、東京都・特別区・市町）に設定した「優先整備区域」について行うものとし、令和11年度までに事業化を図っていく。

なお、事業化の対象区域は、概ね次のとおりであるが、今後の改定により見直されることもある。また、整備にあたっては、本公園の役割等を踏まえ、基本計画等に基づいて行っていく。

1) 優先整備区域「事業促進区域」：3,800㎡

あきる野市二宮

2) 優先整備区域「新規事業化区域」：該当なし

注)：「事業促進区域」：既に事業認可を取得済の区域（用地未取得地含む）

「新規事業化区域」：新たに事業認可を取得する区域（既に認可取得済の区域あり）

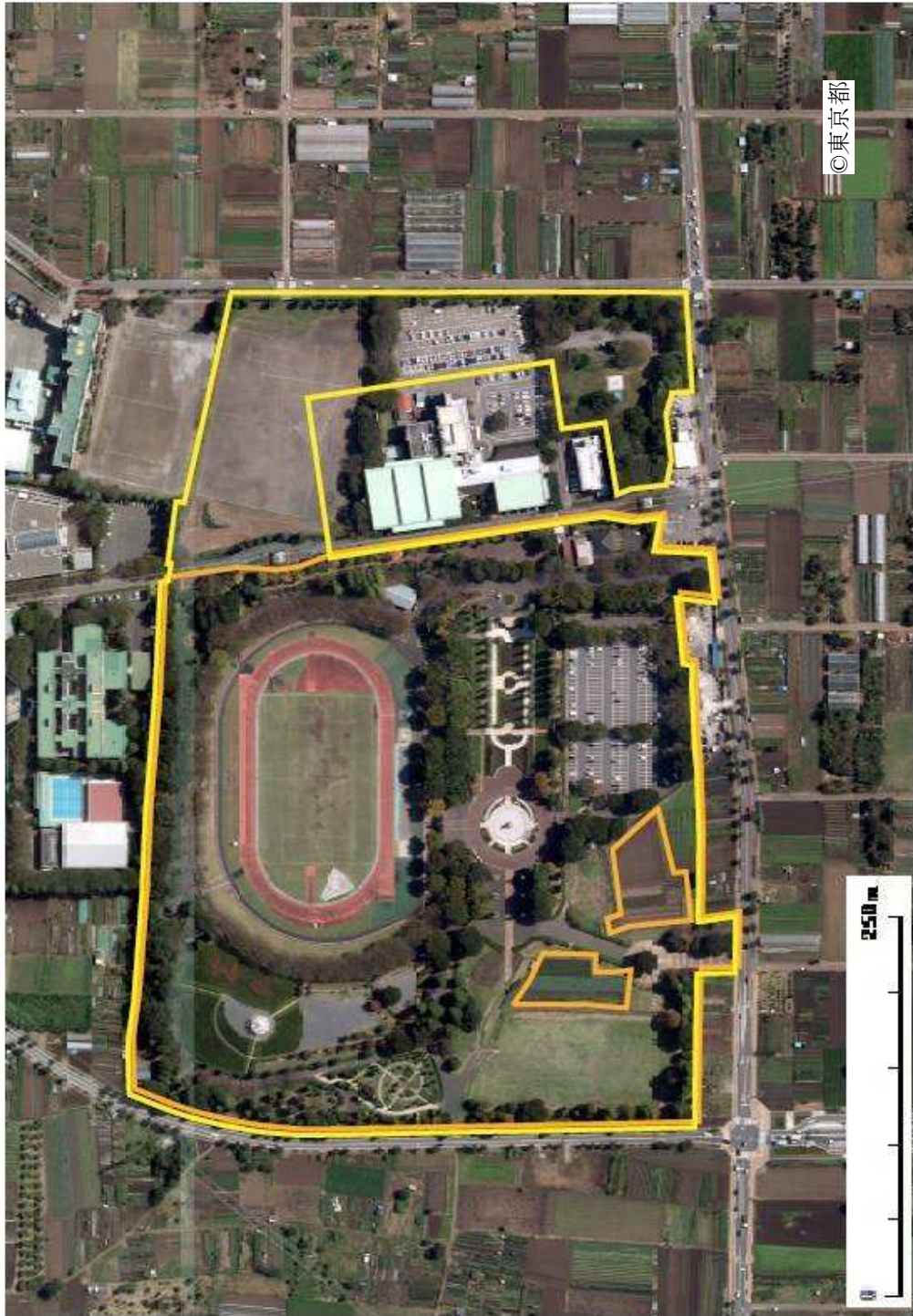
IV 図面・写真

現況平面図 秋留台公園 (令和3年4月1日現在)



周辺土地利用図（空中写真）

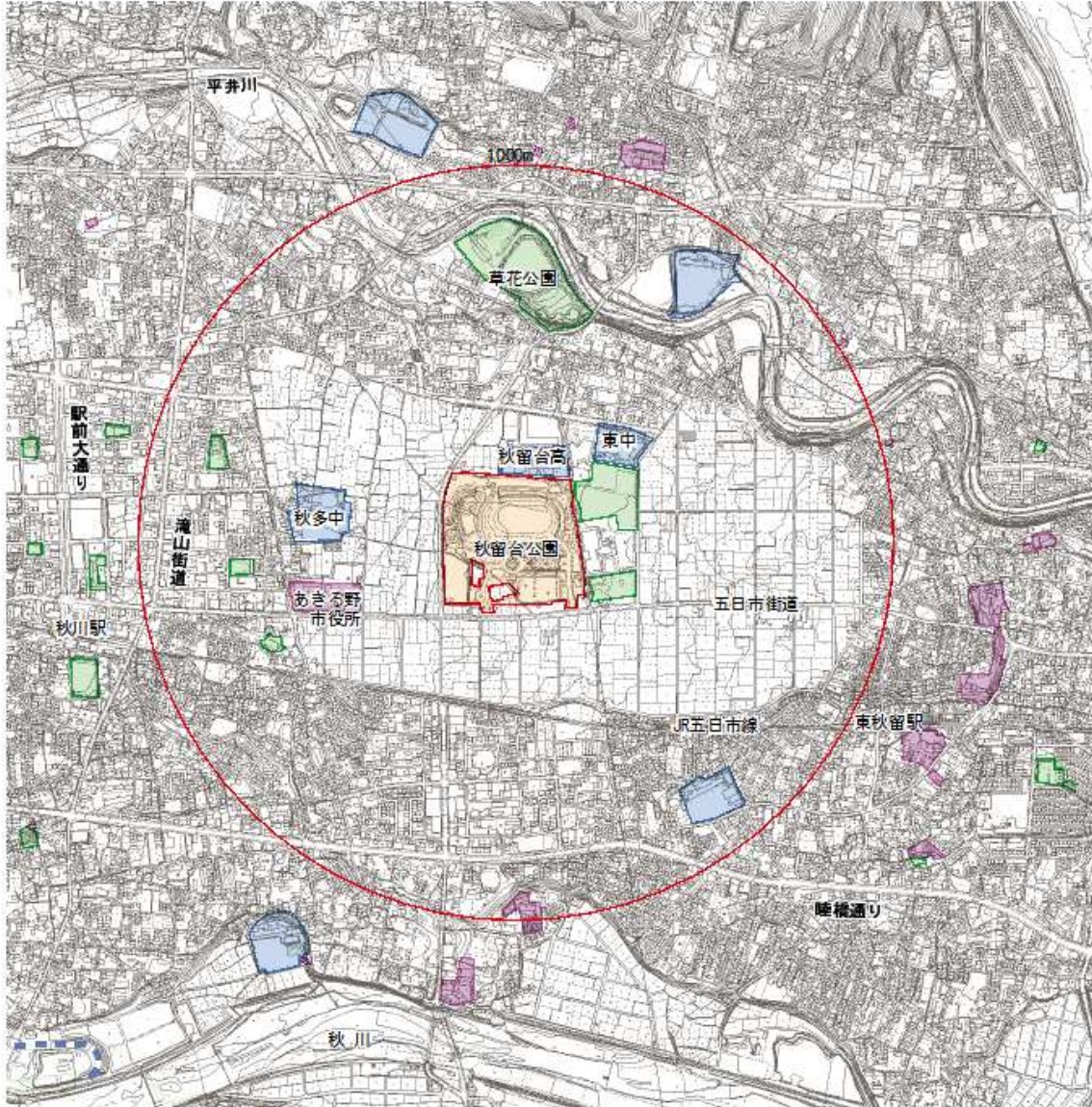
秋留台公園



H29 撮影

周辺土地利用図（地図）

秋留台公園



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図を使用して作製したものである。（承認番号）26都市基交第350号

- : 公園緑地
- : 学校
- : 特徴的な建物（神社仏閣など）
- : 開園区域
- : 高速道路
- : 鉄道

0 200 400m



秋留台公園の現況写真【令和4年6月撮影】

① 正面プロムナード



② サービスセンター（管理所）付近



③ 中央広場



④ バラ園



⑤ バラ園から駐車場へ抜ける門



⑥ 中央主園路



⑦ 競技場前時計台休憩場



⑧ じゃぶじゃぶ池（噴水）



⑨ コニファー園



⑬ 競技場観客席



⑩ トリム広場



⑭ 芝生広場 (バーベキュー場)



⑪ 展望広場



⑮ ふれあい広場



⑫ 競技場全景



⑯ 西側入口周辺

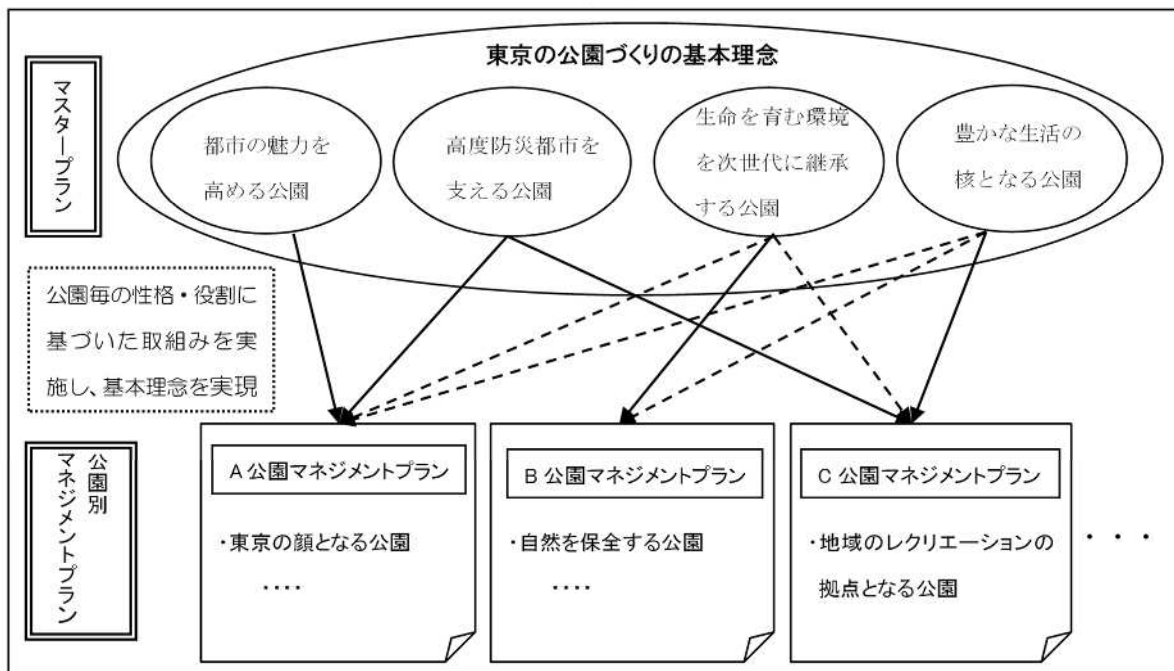


<資料編>

資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて

- ・パークマネジメントマスタープランは、「従来の行政主導の事業手法から、都民・NPO・企業と連携しながら都民の視点に立って公園を整備・管理する『パークマネジメント』へ転換すべき」との東京都公園審議会答申を踏まえ、平成16年8月に策定された。
- ・当初マスタープラン策定後10年の社会状況の変化、当初マスタープランの実施状況、東京都長期ビジョンの策定を踏まえ、平成27年3月改定版では、目標に対するプロジェクトを次頁表のように掲げている。
- ・当該目標に対するプロジェクトについて、秋留台公園が担うことになるプログラムには◎を、秋留台公園が関係するプログラムには○を付した。
- ・また、パークマネジメントマスタープランと本プランとの関係は下図のとおりである。

マスタープランと公園別マネジメントプランの関係



プロジェクト10の公園毎の位置づけ 秋留台公園

基本理念	プロジェクト		プログラム	
都市基本理念 魅力1 を高める公園	プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト	(3)誰もが利用しやすい公園づくり	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	○
			多言語表記、Wi-Fi環境等の充実	○
		(4)快適な「おもてなし」空間の形成	快適な「おもてなし」空間の形成	○
	プロジェクト2 庭園・植物園・動物園での「おもてなし」プロジェクト		該当なし	
	プロジェクト3 民間の活力導入促進プロジェクト	(3)指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	○
高度基本防犯 念都市2 を支える公園	プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト	(1)防災公園の整備	救出・救助活動の拠点や避難場所となる公園の防災関連施設の充実	◎
			非常用発電設備の導入	◎
		(2)災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	◎
	プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト	(1)公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	○
		(3)安全・安心な公園とするための取組み	気象災害や感染症等に備えた危機管理の強化	◎
			公園施設の適切な点検と維持・更新	○
		環境負荷の少ない公園づくり	○	
に生命基本 継承を理念 する育む3 公園環境を 次世代	プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト	(1)水と緑の骨格軸の拠点となる公園、街路樹の形成	都立公園における緑の拠点の形成	◎
			既存公園の再生整備	○
	プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト		該当なし	
	プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト	(1)自然体験活動、環境教育の拠点としての公園等の活用	自然観察会、環境教育プログラム等の充実	○
		多摩の森林の大切さを公園でアピール	○	
豊かな基本 理念生活4 の核となる公園	プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト	(1)都民ニーズの把握と施策への反映	都民ニーズの把握と施策への反映	○
		(2)公園の魅力発掘事業の展開	公園利用のアイデア募集	○
		(3)子どもの育成、スポーツによる健康づくりの場としての公園利用	子どもの心身の育成と多世代交流の場づくり	○
	公園でのスポーツによる健康づくり		◎	
	プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト	(1)公園情報の受発信と管理所機能の強化	公園情報の受発信と管理所機能の強化	◎
		(2)都民からの寄付の受入れ	公園・動物園サポーター制度の実施	○
			都民や企業からの寄付による公園施設等の設置	○
		(3)都民・NPO・企業等との連携による公園づくりの推進	ボランティア活動と都民協働のさらなる推進	◎
鉄道会社、旅行会社、地域の文化施設等との連携の推進			○	
(4)都立公園を支える人材の育成	都立公園を支える人材の育成	○		

資料2 秋留台公園に関する資料

(1) 公園の沿革

昭和 56 年 3 月 1981 年	秋川市「まちづくり 10 ヶ年計画書」において、「運動公園」として位置づけ。
昭和 59 年 10 月 1984 年	「マイタウン東京’85—東京都総合実施計画」において、西多摩地域における 3 ヶ年の主要事業として位置づけ。
昭和 59 年 11 月 1984 年	東京都告示 1092 号により、都市計画決定 (15.2ha)
昭和 63 年 6 月 1988 年	東京都告示第 564 号により、開園 (7.5ha)
平成元年 6 月 1989 年	追加開園 (0.6ha)
平成 2 年 6 月 1990 年	追加開園 (2.0ha)
平成 4 年 6 月 1992 年	追加開園 (0.4ha)
平成 5 年 2 月 6 月 1993 年	東京都告示第 97 号により、都市計画変更 (15.3ha) 追加開園 (0.6ha)
平成 6 年 6 月 1994 年	追加開園 (0.1ha)
平成 7 年 6 月 1995 年	追加開園 (0.2ha)
平成 8 年 6 月 1996 年	追加開園 (0.2ha)
平成 12 年 4 月 2000 年	第 3 種陸上競技場公認

(2) 公園の自然・社会環境

1) 自然環境

- ・本公園は、多摩川・秋川・平井川に囲まれた秋留台地上の平坦部に属する。
- ・公園の西方は、300m 級の丘陵から次第に高まり、遠景には 2000m 級の関東山地の山容が望見できる。
- ・公園周辺の植生は、崖地のシラカシ・ケヤキ林と、クヌギ-コナラ群集に代表される。
- ・公園周辺は、かつては畑地が多かったが、現在は宅地化が進んでいる。

2) 社会的環境

- ・公園に接して、五日市街道が通っている。
- ・公園への鉄道アクセスは、JR 五日市線の東秋留駅または秋川駅より徒歩 15 分、他に JR 青梅線の福生駅からのバス利用がある。
- ・公園周辺は業務、文化、レクリエーション施設地として位置づけられている。また、公園の東側や南側には農地が広がっている。
- ・公園の東側に近接して、あきる野市立中央公園がある。周辺には他にも公園緑地等が点在している。

(3) 園内のトピックス

①陸上競技場

全天候トラック（400m、収容人員約 6,700 人）の陸上競技場は、隣接するあきる野市営の運動施設（体育館、テニスコート、プール等）とともに、一大スポーツゾーンを形成している。

②バラ園

レンガと大理石を使った東欧風のバラ園。（バラ：約 80 種類 400 本）。

③トリム広場

トレーニング器具が 5 基ある。

④芝生広場

約 0.5ha の芝生広場で軽スポーツや休息等を楽しめる。また、バーベキュー場としても提供している。

⑤コニファー園

かたつむりの形をした花壇に、ブルースター、ラインゴールドなどコニファー類を植栽している。

(4) 利用状況等データ

1) 有料施設の利用状況

(件)

施設名	3 年度	2 年度	元年度	3 0 年度	2 9 年度
競技場	115	56	27	132	128

2) 公園占用の状況

(件)

項目	3 年度	2 年度	元年度	3 0 年度	2 9 年度
写真撮影	1	8	18	12	30
映画等の撮影	0	5	2	3	6
その他	10	21	7	8	15

3) 主な催し物（令和 3 年度実施分）

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	遊びの教室	11 月	36
	2	「ふれあい農園」で農業体験	9~11 月	22
	3	エントランス季節飾り	7 月/12~1 月	—
	4	ユニバーサルスポーツ祭	8 月	—
都民協働	1	ローズボランティア	9~11 月	43
	2	公園連絡協議会	1 月/3 月	18/13
	3	地域連携防災訓練	11 月	20
自主事業	1	バラ園イベント（春・秋）	5 月/10 月	—
	2	子ども向け防災ゲーム・ワークショップ	10 月	80
	3	工作教室	11 月/12 月	250/135
	4	おもてなし花壇	7~9 月	—
	5	防災フェスタ	3 月	420

4) 主な活動団体（令和3年度調査）

団体名	活動内容	人数(人)
野草愛好会	野草園の維持管理、公園内花壇の花苗植付け・除草、公園イベントの手伝い	13